

令和7年1月30日（木曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1 番 影 山 孝 男	2 番 三 瓶 一 壽	3 番 大 内 広 信
4 番 佐 藤 弘	5 番 山 崎 ふじ子	6 番 石 井 一 正
7 番 小 林 孝	8 番 松 村 妙 子	9 番 三 瓶 文 博
10 番 篠 崎 聡	11 番 橋 本 善一郎	12 番 佐久間 正 俊
13 番 影 山 常 光	14 番 遠 藤 亮 子	15 番 鈴 木 利 一
16 番 影 山 初 吉		

2 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事 務 局 長	荒井 公秀	書記	橋本 和宜
		書記	佐藤 祐梨子

3 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

副 町 長	伊 藤 朗
-------	-------

総 務 課 長	宮 本 久 功	財 務 課 長	菊 田 誠 子
企 画 政 策 課 長	渡 辺 淳	保 健 福 祉 課 長	影 山 清 夫
子 育 て 支 援 課 長	大 内 広 三	産 業 課 長	遠 藤 晃
建 設 課 長	新 野 恭 朗		
教 育 長	添 田 直 彦	教 育 次 長 兼 教 育 課 長	藤 井 康

4 議事日程は次のとおりである。

議事日程 令和7年1月30日（木曜日） 午後2時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会議日程の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議案第1号 ユニットキャンプ・カヤック艇庫新築工事請負契約について
- 第 5 議案第2号 令和6年度三春町一般会計補正予算（第7号）について

5 会議次第は次のとおりである。

（開会 午後2時00分）

..... 開議宣言

○議長 ご苦労様です。

会議に先立ち報告いたします。

執行者側より、体調不良のため坂本町長が本日の会議を欠席する旨の届出がありましたので、報告いたします。

ただ今から、令和7年三春町議会1月第1回会議を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

..... 会議録署名議員の指名

○議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により11番橋本善一郎議員、12番佐久間正俊議員の両名を指名します。

..... 会議日程の決定

○議長 日程第2、会議日程の決定を議題とします。

お諮りします。本会議の日程は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本会議の日程は、1月30日の1日限りと決定しました。

なお、本日の議事日程はタブレットに掲載したとおりでありますので、ご了承願います。

…………… 諸般の報告 ……………

○議長 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定に基づき、執行側からの説明のための出席者は、掲載してある届出の写しのとおりであります。

…………… 議案第1号 ユニットキャンプ・カヤック艇庫新築工事請負契約について ……………

○議長 日程第4、議案第1号「ユニットキャンプ・カヤック艇庫新築工事請負契約について」及び日程第5、議案第2号「令和6年度三春町一般会計補正予算（第7号）について」を一括上程します。

副町長より提案理由の説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長 議会1月第1回会議を開催していただいたところでございますが、先ほど議長よりお話があったとおり、坂本町長早朝より体調不良となったため、本日、申し訳ございませんが欠席とさせていただきますので、代わって私の方より議案の説明をさせていただきたいと思います。

本日は、工事請負契約の締結にかかる議案が1件、令和6年度三春町一般会計補正予算に係る議案が1件、合計2議案でございます。それらの説明につきましては、配付いたしました議案書・議案説明書のとおりであります。一般会計補正予算の概要につきましては、原油価格・物価高騰等対応重点支援地方交付金を活用し、エネルギー・食糧費価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対して支援を行う事業が主なものであります。

慎重に審議されまして、全議案可決いただきますようお願いを申し上げます。

○議長 次に、議案第1号について担当者より説明を求めます。

渡辺企画政策課長。

○企画政策課長 それでは、議案書をご覧くださいと思います。議案書の1ページになります。

議案第1号「ユニットキャンプ・カヤック艇庫新築工事請負契約について」でございます。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものになります。

契約の目的、一番になりますが、ユニットキャンプ・カヤック艇庫新築工事になります。契約の方法につきましては、条件付き一般競争入札でございます。契約金額につきましては2億2,968万円。契約の相手方が桜ヶ丘三丁目1番地の3、株式会社渡伝組となっております。

続きまして、議案説明書をご覧くださいと思います。議案説明書の1ページになります。議案第1号についての詳細な内容になります。

契約金額・契約の相手方につきましては、先ほどご説明申し上げたとおりになります。工事の概要についてでございます。建築主体工事としまして、ユニットキャンプ木造平屋建10棟。あとカヤック艇庫木造平屋建1棟。加えて、フリーキャンプサイト5区画、電気・機械・外構工事一式というような内容となっております。工期につきましては、令和7年3月31日ということで設定をさせていただいてございますが、予算に関わる手続きを踏まえまして、工期の方は延長をするとい

う想定をさせていただいているところでございます。

続きまして次のページ、ご覧いただければと思います。キャンプ場・カヤック施設の配置図になっております。

茶色い区画で色付けをさせていただいてございます、これがキャンプの区画のエリアになっております。中に建物と、あとはテントを張ったような絵柄になっておりますが、それが10区画ございます。区画内に白抜きになっております場所が、駐車場の場所ということでご覧いただければと思います。同じく建物の絵が入ってないフリーサイト区画と言っておりますが、それが5区画ということになっております。

もう一つ、図面の下の方になりますが、青枠で囲ってあるエリアにカヤックの艇庫を建てるということで、配置図の方ご確認いただければと思います。

続きまして、次のページご覧いただければと思います。ユニットキャンプの平面図でございます。建物の中にトイレとシャワーを整備する。あとは調理用のキッチン。簡易的なものですがそういったものを整備して、収納棚等々も整備するというような内容になっております。

次のページご覧いただければと思います。こちらの方がユニットキャンプの立面図になっております。南側の立面図と西側の立面図ということで2つ載せております。ご確認いただければと思います。

次のページご覧いただければと思います。こちらがカヤック艇庫の平面図になっております。

カヤックを収納するスペースに加え、更衣室とトイレ・シャワー室等々を整備するというところでご確認いただければと思いますが、図面の右側の上の方に、同じように女子トイレ・男子トイレ、あとは炊事場、いわゆる窯場的なものを配備する計画しておりますが、こちらの方がフリーサイト区画の利用者が利用するトイレ、あと窯場ということでご確認いただければと思います。その下にある更衣室・シャワー等々につきましては、カヤックを利用する方たちが利用する部分ということでご確認いただければと思います。

次のページが同じく立面図ということで、それぞれ西側・北側立面図、掲載をさせていただいております。ご確認いただければと思います。

請負契約工事の説明については以上になります。

○議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番。

○2番（三瓶一壽議員） 全体金額で2億2,000某ということで、意外と金額張ってるんですけども、それぞれの内訳っていうのは明かすことはできないんですか。どういうふうな計画になっているのか。

○議長 当局の説明を求めます。

渡辺企画政策課長。

○企画政策課長 金額につきまして、概略で少しご説明を申し上げたいと思います。

ユニットキャンプ10棟になりますが、それぞれユニットキャンプ・建物に関わる設備等々も含めて、概ね1棟あたり500万円から600万円程度の数字になっております。

残りの分が艇庫の部分ということになりますが、詳細につきましては電気・機械の設備分けて計算しないと正確なところは出ないんですが、概ねそういった形でそれぞれ金額になっているということでご理解いただければと思います。

以上です。

○議長 ほかにありませんか。

2 番。

○2 番（三瓶一壽議員） 前やったかもしれませんが、ここの造成って発注っていうかもう進んでるんですか。上物だけですよね今回の契約は。

○議長 質問に対する答弁を求めます。

渡辺企画政策課長。

○企画政策課長 今回の工事請負契約については、建物部分に関わる部分の工事発注になっております。造成工事につきましては昨年の10月に議会の方で議決をいただいておりますので、すでに工事の方は着手させていただいているということでございます。

以上です。

○議長 ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 議案第2号 令和6年度三春町一般会計補正予算（第7号）について ……………

○議長 次に、議案第2号について担当者より説明を求めます。

渡辺企画政策課長。

○企画政策課長 それでは議案第2号「令和6年度三春町一般会計補正予算（第7号）について」説明をさせていただきたいと思います。

議案説明書の1ページ、ご覧いただければと思います。

議案第2号としまして、今回の補正でございます。歳入歳出それぞれ1億2,115万円を追加するものになっております。

内容につきまして、概略の方を説明させていただきたいと思います。ページ5ページほど飛んでいただければと思います。

議案第2号の「令和6年度三春町一般会計補正予算（第7号）の概要について」という資料をご覧いただければと思います。

先ほど提案理由の中で副町長もご説明申し上げましたが、今回の補正予算につきましては国・県の補正予算の対応ということで位置付けをしております。総額については先ほどご説明したとおりになります。

「国及び県の対策概要について」というところをご覧いただければと思います。

まず、国の対策になります。「低所得者世帯支援」ということで、物価高の影響を受ける低所得者に対して当面の支援措置として給付金を支給する制度を設けております。支援内容につきましては、住民税非課税世帯1世帯あたり3万円。子どもがいる方につきましては、加算が2万円ほどされるという制度になっております。

続きましてその下でございます。

「重点支援地方交付金」ということで、国の方で物価高が継続するなか、地方公共団体が地域の実情に応じた生活者・事業者の支援を行えるよう、地方公共団体に対して、交付金を交付するとい

うことで補正措置をしております。三春町に対する交付限度額が5,796万7,000円という形になっております。

(2) になりますが、県の方の対策でございます。

「低所得者世帯に対する光熱費の支援」ということで地方公共団体に対する補助事業という形で制度設計されている内容になります。支援内容につきましては、国と対象者が同じになりますが、1世帯あたりの補助金額を6,000円に設定しているという制度でございまして、県の方で半分。あとは市町村の方で半分の3,000円を設けて6,000円を給付するような制度設計になっているというものでございます。こうした内容を受けまして、町の方で補正予算を編成させていただいておりますが、大枠につきまして次のページご覧いただければと思います。

概要についてでございますが、(1) になります。「低所得世帯に対する支援」ということで①になります。

こちらの方が先ほど申し上げました国の事業に基づく事業を、町として実施するための補正予算の内容ということでございます。支援内容等々につきましては、先ほどご説明したとおりの内容になっております。

②になります。こちらの方が県の事業でございます。光熱水費の支援ということで1世帯あたり6,000円の支援を行うということで、予算措置をさせていただいているというところでございます。

(2) になります。「生活者・事業者の支援」ということで、先ほど申し上げました重点支援地方交付金を活用して、町の方で独自に実施する事業ということでご覧いただければと思います。

左側になりますが、生活者支援の枠組みの中で①学校給食費・児童福祉施設給食費支援事業ということで実施したいと思っております。給食の仕入れ価格が上昇しているなかで、給食費への価格転嫁を抑制するために対策を行うというものでございます。

②になります。子育て応援給付金事業ということで、こちらの方は低所得者世帯支援給付事業の子ども加算を受ける世帯を除きということで、いわゆる国の事業で子どもの分も手当を受ける世帯を除いた形で、子ども1人あたり1万円の給付事業を実施するという内容になっております。

③になりますが、家計急変世帯給付金事業ということで、住民税非課税世帯に対する支援、国・県の制度を使って様々実施しますが、住民税非課税世帯以外で家計急変等の理由により住民税非課税世帯と同様の事情があると認められる世帯に対して給付金を交付するという制度を設けたいということでございます。

右側になります。事業者支援の枠組みでございます。

④になりますが、水稻生産者支援事業ということで、肥料等が価格上昇しているなか、水稻生産の継続を支援することを目的に、水稻の作付面積に応じて10aあたり6,000円の支援を実施するというものでございます。

⑤中小事業者支援事業ということで、仕入れ価格が上昇しているなか、事業の継続を支援するため、売上総利益が減少している中小事業者に対して1事業者あたり10万円の支援を実施したいということで考えているところでございます。

続きまして、補正予算書の内容につきまして、財務課長より説明を申し上げます。

○議長 財務課長。

○財務課長 それでは補正予算書をお開きいただきたいと思います。補正予算第7号になります。1ページです。

第1条になりますが、今回の補正については、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,115万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ98億7,670万3,0

00円としようとするものでございます。

7ページまでお進みください。

2 歳入。14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、3節企画費国庫補助金。重点支援地方交付金になりまして、1点目が重点支援地方交付金。物価高騰の影響を受ける生活者・事業者に行う支援に対する国の交付金になりまして、三春町への交付限度額5,796万7,000円の計上です。

その下2点目が低所得世帯支援事業交付金。こちら物価高騰の影響を受ける住民税非課税世帯とその世帯の子どもに行う支援に対する国の交付金になります。給付金と事務費合わせて4,847万7,000円になります。

15款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、1節社会福祉総務費県補助金。物価高騰対応生活困窮世帯緊急補助事業補助金。こちらは原油価格や物価高騰による低所得者への影響を緩和するため、光熱費等の支援に対する県の補助金になります。給付金と事務費合わせて473万6,000円になります。

18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金。こちらは歳入不足分を財政調整基金を繰り入れて調整するものでございます。997万1,000円になります。

8ページになります。

3 歳出。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費。こちら3つほど事業ありまして、1点目が低所得世帯支援給付事業。こちら10節・11節・12節、それぞれ需用費・役務費・委託料につきましては、事務費の計上でございます。金額については記載のとおりになっております。

19節扶助費。1つ目の丸が所得低所得世帯支援給付事業の支援給付金になります。こちら国の補助金を活用するもので、住民税非課税世帯1世帯あたり3万円。その世帯の子ども1人あたり2万円の給付金になりまして、世帯あたりの方が1,500世帯を見込んでおりまして4,500万円。子ども加算については129人を見込みまして、258万円になります。

2つ目の丸が低所得世帯緊急支援給付金になります。こちら県の補助事業になりまして、1世帯あたり6,000円で、同じく1,500世帯で900万円の計上になります。

3つ目の丸が家計急変補足給付金。こちらは住民税非課税世帯以外で、家計急変等の理由により住民税非課税世帯と同様の事情があると認められる世帯に対する給付金になりまして、国の制度と同じく1世帯3万円と、子ども加算で2万円ということで合計95万円を見込んでおります。

続きまして2項児童福祉費、1目児童福祉総務費。こちらは子育て応援給付金事業になります。

10節・11節については事務費になります。記載の金額になります。

18節負担金、補助及び交付金。次のページになりますが、子育て応援給付金として2,100万円になりますが、こちらは18歳までの子どものうち、低所得世帯の給付金の子ども加算2万円を受給している子どもを除いた、子ども1人あたり1万円の給付金でして、2,100人を見込んでいところでございます。

続きまして4目保育所費、18節負担金、補助及び交付金。こちらは児童福祉施設給食費支援事業になりまして、給食費支援給付金になります。給食食材価格が上昇しているなかで上昇分相当額を交付金で支援し、保護者の負担を軽減するものでございます。町内の第1・第2・三春保育園に対する給付金になりまして、1食あたり60円の給付金になっております。

続きまして、6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費。こちらは水稻生産者支援事業になります。

10節・11節については事務費になります。記載のと通りの金額でございます。

18節負担金、補助及び交付金。水稻生産者支援事業給付金になりまして、肥料等の価格が上昇しているなか、影響を受ける農家の水稻生産の継続を支援するための給付金でございます。水稻作付面積に応じまして、10aあたり6,000円の経済的支援を行うものです。全体で2万3,951aを見込んでおりまして、1,437万1,000円の給付金になります。

続きまして7款商工費、1項商工費、1目商工振興費。こちらは中小事業者支援事業になります。10節・11節については事務費になっております。

18節負担金、補助及び交付金になりますが、こちらは中小事業者支援事業給付金になりまして、仕入価格等が上昇しているなか、事業の継続を支援するため、前年同月と比較し減少している中小企業者に対し、1事業者あたり10万円の経済的支援を行うものでございます。120事業者を見込んでおりまして、給付金として1,200万円を計上しております。

続きまして10款教育費、6項保健体育費、2目学校給食費。こちらは学校給食費支援事業になります。負担金、補助及び交付金。先ほど保育所費でも説明しましたが、給食食材価格が上昇しているなか、上昇分相当額を交付金で支援するものでございます。給付金としまして、三春小・岩江小と共同調理場が2つと、三春中・岩江中に対する給付金になりまして、小学校については1食あたり60円。中学校については40円の給付金になっております。1,196万3,000円の計上でございます。

説明は以上になります。

○議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

15番。

○15番（鈴木利一議員） 給食費の補助なんですが、保育所・小学校関係が60円で、中学生が40円っていう話だったんですが、この金額の差っていうのはどこから出てくるんですか。

○議長 当局の答弁を求めます。

藤井教育課長。

○教育課長 先ほど財務課長の方からもご説明申し上げたとおり、小学校が1食あたり60円。そして中学校が1食あたり40円ということになってます。

まず、小学校までの児童の給食保護者負担額、1食あたりが290円。中学校が330円というのがこの補助を抜いた額として出ておりまして、今回それぞれの調理場の給食調理数等勘案しまして、小学校においては、どうしても60円分の物価高騰分の補助が必要と。中学校においては、若干もとの単価が大きく設定されておりますので、40円ということで、それで賄えるということでの単価の積算ということになっております。

以上です。

○議長 そのほかありませんか。

2番。

○2番（三瓶一壽議員） 低所得者に対する国庫金を使った補助なんですけども。今かなり世の中厳しくなって、低所得者っていうのをある程度把握はされてるんだと思うんですけど、足りなくなるっていうようなことはあるんですか。出し方として。もし足りなくなったり、もしくはその逆に余ったりしたらどういうふうな処置になるんでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

影山保健福祉課長。

○保健福祉課長 お答えいたします。

非課税世帯への給付、あとは非課税世帯のお子さんへの給付ということについては、これまでも

実施をしております、実態についてはほぼ把握はできているのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長　ほかにございませんか。

15番。

○15番（鈴木利一議員）　先ほどの話なんです、保育所・小学生、普通に考えればボリュームが少ないと思うんだよね、中学生なんかと比べて。今の物価上昇を考えれば、ボリュームの多い中学生の方がより影響されやすいと思うんだけど。負担が違うって言うかもしれないけど、それはやっぱりボリュームの違いだと思うんだよね。中学生と小学生の1年生とが全然違うわけだボリュームが。だから、そこで物価上昇を考えれば、中学生の方がより多くの補助が出ていないとおかしいと思うんだけど、どうでしょうね。

○議長　当局の答弁を求めます。

藤井教育課長。

○教育課長　議員ご指摘の点よく理解できるんですが、先ほど申し上げた点で説明を申し上げますと、保護者負担分でいきますと、繰返しになりますが小学生が290円。中学生が330円ということで、その差額が40円中学生の方が多かったということです。今回の補助によりまして小学生の方が若干高いということで、その差額が20円ということで、ご指摘のとおり食べる量の多い中学生の方が、その意味では経費的には低くなるということになります。

これについては先ほど申し上げましたが、共同調理場等で合算して食材を購入しているということで、食材数が少ないということでその分。中学校の方はどうしても単独校でやりますので、食材購入費がその分、大量に購入するということで若干安くなるということで、見積もってこのような積算になったということで、決してボリューム的なことというよりは、食材購入の面での、ある程度の量を購入する場合と少量購入の場合との差額ということで、積算をしたということになっております。

説明としては以上です。

○議長　ほかにありませんか。

15番。

○15番（鈴木利一議員）　今の説明だと、例えば小学校でも自校給食をやっているところ、あと共同調理場を使っているところ、その違いが出てきますよね。

そうした場合には共同調理場を使った方がより単価が安くできるというニュアンスの言い方だと思うんだけど、共同調理場の方が良ければこれからどんどん共同調理場を使うようになるんですか。そうすると。

○議長　当局の答弁を求めます。

藤井教育課長。

○教育課長　特段共同調理場の方がメリットがあるからという考え方で整理はしておりませんが、考え方としては、給食食材が高騰する分が保護者負担額に上乗せされないようにということで今回の補助ということにしておりますので、もちろんそれぞれの調理施設によって若干食材購入についての差が出るのは当然なんです、それを保護者負担への価格転嫁をしないということ、それからその考え方に基きますと、学校単位・調理場単位で補助金額を変更するという考え方はそぐわないということで、保護者の負担額に対する補助という考え方で、今回の積算をしたということです。

ご説明としては以上です。

○議長　ほかにございますか。

（なしの声あり）

○議長　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これより議案第２号を採決します。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………副町長挨拶……………

○議長　以上で、本会議の日程は全て終了しました。ここで、副町長より発言があればこれを許します。

伊藤副町長。

○副町長　ただいまは２議案とも可決いただき、ありがとうございました。

昨日より雪が降っておりますので、明日の朝は路面凍結箇所があるかとも思いますので、外出や車の運転をなされる際は、転倒や事故に十分注意されてお過ごしいただきたいと思います。

本日はありがとうございました。

……………散会宣言……………

○議長　これで、令和７年三春町議会１月第１回会議を散会します。ご苦労様でした。

（閉会　午後　２時３５分）

上記、会議の経過を記載して相違ないことを証するためここに署名する。

令和７年１月３０日

福島県田村郡三春町議会

議　　　　　長　　　影　山　初　吉

署　名　議　員　　　橋　本　善一郎

署　名　議　員　　　佐久間　正　俊

議 案 審 議 結 果 一 覧 表

議案番号	件 名	採決	議決の状況
議案第 1 号	ユニットキャンプ・カヤック艇庫新築工事請負契約について	全 員	原案可決
議案第 2 号	令和 6 年度三春町一般会計補正予算（第 7 号）について	全 員	原案可決